

# 確定申告

2/16~3/15

お早めに!!

## 申告に必要なもの

1. 印鑑
2. 預金通帳（申告者本人名義）
3. 源泉徴収票
4. 通知書（町から送られているハガキ）
5. 申告用紙（税務署から送られている場合）
6. 各種控除を受けるための証明
  - 生命保険、損害保険の支払い証明書または領収書
  - 国民年金の支払い証明書または領収書
7. その他申告に必要な書類
  - 詳しくは次ページをご覧ください。

## 所得税・町県民税納税相談日程

対象地区	月 日	午前の部 (8:30~11:00 受付)	午後の部 (13:00~16:00 受付)
主に南高地区	2月16日(月)	下原西 平和 下原(中・東・西南) 三日市	大久保 堀合 羽口 天寺 寺の内 青木
	17日(火)	古谷 下中部 梶内 梶内西	行沢 天神 石塚 高田 宮田(東・西) 大川 西山根
	18日(水)	協和 東根 五ヶ東 山根 大塚	谷津 みどりヶ丘 箸塚南 下原新町 三日市坂の上 殿山
	19日(木)	芳志戸 清水 中郷 上岡(北・南) 金井	久津方 西秋場 芳南 池の尻 中坪
	20日(金)	手彦子 飯島 般若塚 八宿(上・下) 八西 八新田	八(南・中・北) タウンハット 稲協 稲荷沢 ○受付延長(午後7時まで)
	23日(月)	前畑 稲宿 稲南 稲中 新生 稲東 給部(東・南・西)	給部北 [水橋地区へ] 杭之内 宮内 東中郷 梨木
主に水橋地区	24日(火)	宿免 桜田 和泉台	唐桶 和泉 明和 道上
	25日(水)	和泉ニュータウン(1組・2組・3組) 茂栄坂3班 大和田 船戸(東・西)	城下 峯下 金井島(上・下) 谷近 谷近東 西中郷
	26日(木)	堀の内(上・下) 長島(上・下) 清水沢 清水沢上 橋場(東・西) 船戸が丘 西法寺	大畑(東・新・西) 栄町(北・東・栄) 坊新田(東・西・中・南)
	27日(金)	萩田 台宿一 台宿中 古谷 大谷近 中塚田 新谷 前中	漆原 下塚田 入江 中塚田新 ○受付延長(午後7時まで)
主に祖母井地区	3月 1日(月)	治部内 天王寺 正生田 関谷	俵岡 双六 黒岡 松下
	2日(火)	西新谷 大沖 近内 山崎 打越 [祖母井地区へ] 西町上	西町下 内町上 内町下 代町上
	3日(水)	代町(中・下) 上横町東	上横町(北・西)
	4日(木)	横町 上野原(東・西) 県営祖母井住宅	二子塚 赤坂 赤坂団地 サンコーポラス芳賀
	5日(金)	丸子苑 幸町 みなみ町 谷中 谷中西	南郷 下南郷 新田 坂の上 ○受付延長(午後7時まで)
	8日(月)	下町 宿上 上新田 社后	緑町 谷中東 大島(北・南) 上中郷
	9日(火)	中郷 塩の目 天神延生 上郷 上郷東	上郷南 城興寺 下郷 下郷(東・南・元)
予備日	10日(水)	与能一 与能二	与能三 与能下 与能下(中・東)
	11日(木)		
	12日(金)	上記の日に納税相談に来られなかった方	
	15日(月)		

※都合の悪い方は別の日でも結構ですが、申告期間の終了間際になりますと大変混雑しますので、できるだけ日割りのとおりご来場ください。

## 申告をしなければならぬ方

### ■その他の所得

- 給与所得
  - 年末調整が済んでいない
  - 給与以外に20万円以上所得有る
  - 2カ所以上から給与を受けている
- 事業所得…営業、外交員の方など
- 利子所得…預貯金などの利子
- 配当所得…株式、出資の配当
- 一時所得…生命保険満期一時金
- 雑所得…公的年金など
- 退職所得…退職金など

### ■農業耕作者の方（農業所得）



- ◎ 申告に必要な書類【収支計算の方】
  - 自分で作成した収支計算書または収支計算ノート
- ◎ 申告に必要な書類【経費目安割合の方】
  - 事前報告している方は特にありません。ただし報告に記入漏れのあるものをご持参ください。 ※農地を貸している方(小作料)は、不動産所得の申告が必要です。

### ■土地・建物を売った方（譲渡所得）

- ◎ 申告に必要な書類
  - 収入金額がわかる書類
  - 取得費、登記手数料など領収書【公共工事などに伴う譲渡】
  - 買い取り証明書または収用等の証明書
  - 買い取り主から受けた書類一式【特例の適用を受ける場合】
  - 特例の適用については真岡税務署までお問い合わせください。

### ■土地・建物を貸している方（不動産所得）

- ◎ 申告に必要な書類
  - 収入の明細がわかる書類
  - 貸し付けている物件の固定資産税、損害保険などの証明、減価償却費、修繕費

### ■家を建てた方（住宅借入金等特別控除）

住宅ローンなどを利用し、マイホームを新築、購入、改築をされた方で、一定要件に該当すれば住宅借入金等特別控除を受けることができます。

住宅借入金等特別控除を受ける場合の必要書類

	新築	中古住宅	増改築
登記簿謄本または抄本	○	○	○
請負・売買等の契約書	○	○	○
住民票の写し	○	○	×
源泉徴収票	○	○	○
住宅取得資金年末残高証明書	○	○	○
建築確認通知書	×	×	○



## 申告すると所得税が戻ってくる方、税金が軽減される方(主なもの)

### ■おむつ代の医療費控除を受ける方へ

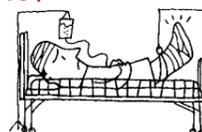
前年おむつ代の医療費控除を受けた方が15年分申告の際に、町発行の「主治医意見書内容確認書」にて控除が受けられます。

◎ 対象者

- 本庁で要介護認定等申請をし、認定を受けた被保険者
- 主治医意見書にて「尿失禁の発生可能性あり」など一定要件を満たす方

※ 交付および問い合わせ 健康福祉課介護保険係  
【☎028(677)6040】

### ■医療費が多くかかった方（医療費控除）



- ◎ 対象者
    - 年間に支払った治療費(いずれかに当てはまる方)
      - 10万円以上
      - 総所得の5%以上
  - ◎ 申告に必要な書類
    - 治療費などを人・病院別に計算した一覧表
    - 領収書、またはそれに代わるもの
    - 源泉徴収票
- ～お願い～
- 申告前に、かかった治療費などの計算を済ませておいてください。当日は他の申告に来たお客様のご迷惑となります。
- ※ 医療費の用紙は税務課窓口にて用意してあります。



### 申告に関してわからないときは

- ☎ 真岡税務署 【☎0285(82)2115】
  - ☎ 町税務課 【☎028(677)6013】
- お気軽にご相談ください。

申告書簡易作成ホームページをご利用ください。そのまま税務署への提出もできます。国税庁HPアドレス <http://www.nta.go.jp>

